

の税務署に提出しておく必要があります。留学生についてはこの手続きがなされていないのが普通ではないかと考えられます。

ただ、租税条約が締結されている場合であっても、厚生年金や国民年金の脱退一時金に対しては20%の源泉徴収がされますので、確定申告で還付請求をする必要があります。(5. 厚生年金・国民年金の脱退一時金の項を参照ください。)

2. 扶養控除について

労働者が扶養している配偶者や親族(16歳未満の子供は除く)は源泉所得税の扶養控除の対象になります。外国人であっても母国に送金してこうした親族を扶養している場合には、日本人同様、会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出することで扶養控除を受けることができます。フィリピン人の場合、バランガイの扶養証明と銀行等公的機関からの送金証明が必要になります。後日、税務署に確定申告することも可能ですが、戸籍などの書類を取り寄せる必要があるなど煩雑な手続きとなります。技能実習生の場合この手続きが取られていない例が多いといえます。賃金支給明細書で確認することができます。

3. 帰国時の年末調整について

- (1) 所得税法は、「年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者(1年以上国内に住所を有しない人)となった人」に対しては、12月を待たずに「非居住者となった時」に年末調整をするように定めています。従って、技能実習生が帰国する際には、会社は最後の賃金で年末調整を行い所得税の清算を行う必要があります。
- (2) 何らかの理由により前項の年末調整がなされない場合には、出国後、本人たちが、「納税管理人」を立てることにより確定申告を行うことでできます。この場合、「源泉徴収票」と「所得税・消費税の納税管理人の届出書」(本人収書やサインが必要)を添付して確定申告書を税務署に提出します。

※技能実習生以外の場合

年末調整されていない例も少なくありません。特に、途中で転職した場合には、前職場での源泉徴収票を会社に提出していなければ、全職場と今の職場の源泉徴収票を添付して確定申告をする必要があります。

4. 住民税について

住民税は前年度の所得に対して、6月から翌年5月までの期間に分割して納付することになります。6月前後に帰国する技能実習生達から一括徴収されるとの相談が数件ありました。

会社は1月末までに前年度の源泉徴収票を市町村に送付します。その際、賃金を支給する際に住民税を徴集する「特別徴収」が、本人が直接支払う「普通徴収」の別を記入します。カキ打場の日系フィリピン人のまず100%は「普通徴収」とされ、滞納していると考えられます。技能実習生の場合は「特別徴収」されている例が多いと思いますが、帰国の時期にもよりますが残額を一括徴収されるとなると死活問題となってしまいます。

住民税を特別徴収されている人が退職すると会社は「給与支払い報告・特別徴収に係る給与所得者異動届」により市町村にその後の徴収方法等を報告します。この書類によると、次の場合には普通徴収することになっています。外国人の場合には、帰国後に請求を待って支払うということになります。

- (1)退職日が6月から12月の間で、一括徴収の申し出がないとき。
 - (2)5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下で給与天引きができないため。
 - (3)死亡による退職のため。
- 要するに、会社が「普通徴収」に○印を付けて異動届を出せば問題は無くなります。

5. 厚生年金・国民年金の脱退一時金について

国民皆年金制度を取っている日本では、技能実習生も含めて外国人も厚生年金か国民年金への加入義務があります。しかし年金をもらえる期間日本にいない人に対しては掛け捨て防止のため、帰国後に脱退一時金の請求をすることにより、保険料の一部が還付されます。この手続きを送出し機関が代行して高額な手数料を取っている実態があります。手続き自体簡単なものであるため、帰国前に記入要領を指導して本人に手続きさせる必要があります。これまで脱退一時金が振り込まれてこないとの相談が寄せられていますので、必ずコピーを取るよう指導しておく必要があります。また、「金センターから「市町村に確認したら本人確認ができないため保留している」と回答されたこともありましたので、外国人登録証の面々と裏面を写真に撮らせておいた方がいいといえます。

また、脱退一時金については20%の源泉徴収がされます。母国での1か月の生活費にはなるはずですから確定申告をすれば全額還付されます。そのためには次の書類が必要となります。

(1) 「所得税・消費税の納税管理人の届出書」

日本に住んでいる人を納税管理人とする必要があります。本人の署名等も必要となるため帰国前に貰っておくか、渡しておく必要がある。

(2) 「脱退一時金支給決定通知書・送金通知書」

年金センターから本人に送られるため、送ってもらう必要がある。

(3) 確定申告書用紙(税務署でもらう)

(4) 送金方法の確認

6. その他

日本では外国人に対しても社会保障の分野で日本人と同じように手厚い保護が与えられます。ただそのためには、健康保険と年金保険の保険料を支払っておく必要があります。滞納しておればこうした社会保障を受けられませんし、受けられたとしても過去に遡って保険料を支払うことになります。

(1) 死亡したとき

健康保険から埋葬料が出ますし、場合によっては遺族年金が受給できます。

(2) 20歳前又は生まれつき重度の障害を負っている場合

20歳前に国民年金の障害等級1級か2級に該当する障害を負っている人は20歳になると障害基礎年金を受給することが出来ます。障害を負った時点で日本に居なくても構いません。

(3) 仕事や通勤途中の怪我や休業

労災保険から治療費、休業補償費、障害補償年金また埋葬料を受けることが出来ます。会社から労災保険に加入していないと言われた場合には労働基準監督署に申告すれば受給できます。

(4) 病気で心臓などの大きな手術をする時

長期間休業することになり、多額な医療費がかかりますが健康保険からの給付(高額療養費)があるためわずかな医療費で済みます。大きな病気に罹ったら日本で治療を受けてください。健康保険の種類により扱いが一部違います。

① 傷病手当金・・・会社が加入する健康保険だけの給付です。

② 高額療養費・・・必ず給付されるもので、いくら高額な医療費となっても自己負担は1カ月8万円前後で済みます。事前に健康保険か市町村から「限度額適用認定証」を貰っておく必要があります。

(5) 出産を巡って

① 子どもを産むときは、42万円又は39万円の出産育児一時金が支給されます。

② 会社で加入している健康保険の場合は、産前6週間、産後8週間の休業に対して1日当たり60%の出産育児手当金が支給されます。

- ③ 前項の休業を終わり、子どもが1歳になるまで休業する場合には、雇用保険から1日につき50%の育児休業給付金がもらえます。一定の要件を満たせば1歳6か月までの延長も可能です。

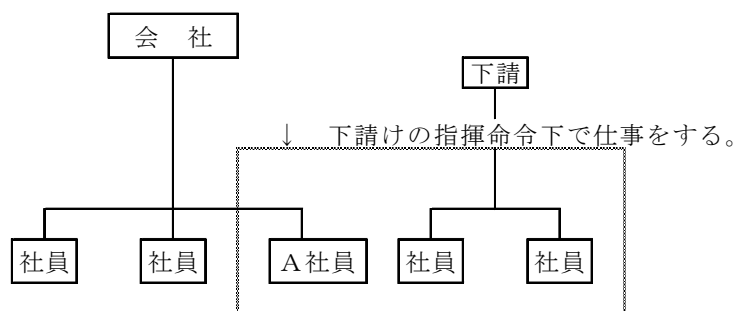
(6) 退職・解雇された時

- ① 1週20時間以上働いていたのならハローワークで失業手当を受けることができます。
② 会社が加入手続きを取っていない場合もありますが、その会社に勤務したときからの賃金明細書を持ってハローワークに行くと会社に手続きを取るよう指示を出します。

労働者を他社の指揮命令下で働かせることについて

私たちの周りには様々な就労形態があります。そうしたもののなかで、名称の如何を問わず派遣労働者の様に他社の指揮命令下で働くという形態があります。派遣労働者の場合には派遣業法に基づいて許可を受けた会社が派遣契約に基づいて派遣することになります。当然のこと労働契約は派遣元と派遣労働者の間においてのみ存在し、指揮命令権が派遣先にあるということになります。在籍出向という形態も派遣労働と同じようなものといえますが。この場合には出向元と出向先が出向労働者の労働条件や賃金の問題などについて出向契約を結んで実施されることとなります。自社の雇用する労働者を他社の指揮命令下で働かせるという限りにおいては同じです。在籍出向の場合、労働契約は基本的には出向元にあります。出向契約に従って出向先にも労働契約があるという点で派遣の場合とは異なってきます。

しかしこうした形態をとらずにただ単に他社の指揮命令下で働かせるという場合もあります。あるフィリピン人技能実習生の働いている会社が当にこれに該当していました。働いている現場は同じ場所であり、ロッカーや昼食の場所は下請も含めての会社の事務室を使用しています。便宜上「他社労働-1」と呼んでおきます。これを図で示すと



上記の図のようになります。このA社員と下請との間には下請けからのパワハラ問題があります。会社との関係では年休等を始めた問題があります。この会社にとっては下請と言うよりは下請に班長を任せているとの感覚しかありません。これと同じ例として、一部の業務が親会社に統合されたことにより、その部門の労働者を次のような条件で親会社に駐在させる場合も考えられます。これを「他社労働-2」としておきます

- (a) 出向契約は親会社とは結ばない。
- (b) 従業員との労働契約は元の会社で継続する。
- (c) 指揮命令は親会社に移る。
- (d) 人事評価、勤務管理も親会社がおこなう。
- (e) 親会社ではこれまでの仕事以外に親会社の仕事も行う。

ここで上げた三つの労働形態、①「派遣労働」、②「在籍出向」、③「他社労働」に共通するのは、基本的に労働契約は労働者が本来所属している会社であり、指揮命令権は現に労働している会社にあります。「派遣労働」は労働者派遣業法に基づいて運営されているもので他の二つと明確に区別できます。しかし後の二つは労働者が特別不利益を受けない限り問題が無いように感じられますが、決定的な違いがあります。「在籍出向」については基本的に本人の同意が必要とされますが、就業規則等に出向についての規定があり、労働条件が大きく低下する場合は別とすれば、労働契約に基づいた異動であるため法的な問題が発生することはないといえます。

しかし③「他社労働」の場合、内容は「在籍出向」と同じであっても、「在籍出向」の手続きが踏まれていないので法的には「在籍出向」と考えることはできません。また「他社労働-1」の技能実習生の例は、請負契約の問題は別として単純に「他社労働」とした場合、何ら意識されることもなく事業組織の中で他社の指揮命令下におかれています。また「他社労働-2」の場合、グループ内の内輪の話としてこれも特別問題意識もないまま行っているといえます。「派遣労働」や「在籍出向」と違って他人の指揮命令下に入ることによって法的な保護がどうなっているのか全く分からない状況といえます。もし業務中の死亡事故が発生したらどうでしょうか。「派遣労働」の場合は派遣元の労災保険が適用され、「在籍出向」であれば出向先の労災保険が適用されますが、「他社労働」の場合にはどちらの労災保険を適用するかという問題が出てきます。要するに労働者が法的に守られていない不安定な状況に置かれていることが問題となります。従って、「他社労働」は派遣業法第2条第1号の労働者派遣の定義、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする」に抵触することになります。そのため第5条の一般労働者派遣事業、第16条の特定労働者派遣事業を行なおうとするものは厚生労働大臣の許可を受けなければならないと定め、これに違反した場合には、第5条一般労働者派遣事業違反は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、第16条の特定労働者派遣事業違反は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が定められています。

特定労働者派遣事業(第2条第5号)

その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

※上記以外が一般労働者派遣事業に該当することになります。

ここで取り上げた三つの労働形態は、労働者派遣業法が出来る以前であれば、職業安定法に定める労働者供給事業違反となります。職業安定法第44条は「労働者供給事業の禁止」として、「労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。」と定め、第4条の6号で「この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、「労働者派遣法」第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。」とされています。口入屋による不当な扱いから労働者を守るために労働者供給事業が緩和されたものといえます。

雇用延長に伴う処置としての定年退職者の処遇またグループ内の事業の再編を考えた場合などに派遣会社を設立して行おうとすると、同一職場への派遣は原則1年間しか認められないことやグループ企業に対する派遣労働者の割合は80%以内にしなければならないことなどの問題があります。

賃金規程見直しによる賃金減額者に対する調整手当について

賃金規定の見直しを行うと賃金が減少する一部の人に対する不利益変更の救済措置として一定期間減額となった金額を調整手当として支給することがあります。新しい手当が新設されれば残業代の基礎給に算入されるかどうか検討する必要があります。営業手当については、全額固定残業手当、若しくは営業手当の50%部分が残業手当部分として残業手当は支給しないとする規定を定めることも少なくありません。但し、この場合には、実際に残業した時間に対して計算した額が営業手当全額若しくは営業手当×50%を上回っていればその差額は支給する必要があります。賃金減額に伴う調整手当は通常であれば毎月支給するのが普通ですが、もし残業代に反映させない目的を持って年一回の調整手当として清算する場合にはどの様に考え

ればいいのでしょうか。労基法第37条及び施行規則第21条で次のものは割増賃金の基礎給には含まないと定められています。

①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、
⑥臨時に支払われた賃金、⑦一ヶ月を超える期間ごとに支払われた賃金

これで見ると「⑦一ヶ月を超える期間ごとに支払われた賃金」という項目があるためこれに該当すると考えていいのでしょうか。法律や規程を定めるとき例外的な事項を考慮して定めることはまずないといえます。常識的な考え方に従って定められるはずですが、特殊な事例が出てくればその都度、法律や規定の趣旨に沿った判断することになります。そのため各社それらを集積した解釈集が作成されているはずですが、常識的に考えれば、⑥については広島東洋カーブの優勝セールで思わぬ売り上げが出たため大入り袋を出す場合が想定されます。⑦についてはボーナスを意味していると考えるのが普通ではないでしょうか。以前、ブラジル人の残業問題で、2カ月に一回支給されていた能率給が割増賃金の基礎給に含まれるか否かが問題となりました。会社は労働基準監督署に相談したら含める必要はないとの回答を得たと主張しました。しかしこの能率給の実態は各月の稼働時間の合計に一定の単価を乗じるだけのもので、単純に2カ月分を一回にまとめて支給しているものだったため、下記の判例を示して割増賃金の基礎給に含めることを納得させたことがありました。

「本件協約においては、従来一か月ごとに支払われていた無事故手当及び出勤手当を二か月ごとに支払うものとしたが、その額は従来の一か月の額を二倍したものであること、無事故手当は偶数月に、出勤手当は奇数月に支払うこととされたが、両者の額に大きな相違はなく、従来の支払方法によるのと大差ないこと、・・・労働基準法三七条の適用を回避し、これを潜脱する目的で締結されたものと認めるのが相当であり、その効力を有しないものというべきである。」(日本液体運輸株式会社事件 東京地裁昭54(ワ)第9797号昭56.12.3)

法律は1日8時間1週40時間といった条文に書かれていることがそのまま通用するものは少なく、この事例の様に、形式的に考えるか、運用の仕方や実態に基づいて考えるのかで全く違った結論が出てくることになります。法律を検討する時には字面にとらわれずどのようなことが想定されて定められたのか考え、一般的な常識を持って判断しなければ自分勝手な解釈となり、問題を抱え込むことになりかねません。

今回の賃金減額者に対する調整手当はどう考えればいいのでしょうか。確かに労基法第37条に基づいて割増賃金に含めないと短絡することも可能ですが、この調整手当の本来の目的は月々の生活費が低下する職員の生活を守ることを目的としたものであり、ただ割増賃金の基礎給に含ませない目的を持って帳尻を合わせればいいのかという問題ではありません。ユニオンからの団体交渉申し入れや裁判になれば労基法第37条の適用を逃れ、割増賃金を減少させる目的で年1回としたもの判断されて賃金清算が必要になると考えられます。

新聞記事から

地下銀行営業容疑で逮捕 ベトナム人の男女

YOMIURI ONLINE (2014年1月25日17時40分 読売新聞)

無免許で不正送金する「地下銀行」を運営していたとして、広島県警組織犯罪対策課、静岡県警などの合同捜査本部は24日、銀行法違反(無免許営業)の疑いで、神奈川県綾瀬市深谷上、中古品販売業ポー・バン・トウアン容疑者(43)らベトナム国籍の3人を逮捕した。

利用者は全国に広がり、不正送金で取り扱った金額は約17億円に上るとみられるという。

他の2人は、同、無職グエン・フン・レー（40）と、東京都杉並区下高井戸、専門学校生、レ・バン・ズオン（27）の両容疑者。3人とも容疑を否認している。

発表によると、3容疑者は2013年3月～8月に他のベトナム人と共謀。ベトナム人実習生の男性（24）から母国の親族らへの送金依頼を受けてベトナム国内の受取人に同国通貨で金を渡し、自らが管理する口座に実習生から3回にわたって手数料などを含む計56万円を入金させるなど、無免許で営業として為替取引をした疑い。

ボー容疑者らは11年3月に口座を開設。これまでに全国43都道府県の約2300人から約17億円を入金させていたとみられ、手数料が安いことから口コミで広まったという。

ボー容疑者らのグループは国内で中古の重機などを買って輸出し、現地で売却した利益をプールして運営資金にしていたとみられ、広島県警は詳しい金の流れを調べる。

外国人とお金の問題は切っても切り離せない関係にあります。不正送金もあれば闇金融などまた出稼ぎのための偽装結婚など身近なところでもそれらしきことにたびたび遭遇します。

この記事にある不正送金は私達が見聞きすることは少ないのですが、極当たり前のこととして行われています。平成22年には岡山県でインドネシア人技能実習生が5億円、佐賀県ではフィリピン人が3億7千万円、今年は中国人が10億数千万円で摘発されたとの記事が見つかりました。確かに銀行の送金手数料は高いし、郡部に住んでいれば送金も難しいし、技能実習生であれば協同組合は信じられないし、身近なところで善意？内職的？に行っている同国人にお願いしなければならぬ事情もあるといえます。確実に送金できているかどうかは保証の限りではなく、過去にこのトラブルに巻き込まれたこともありました。送金未達また両替率や送金手数料の問題からトラブルになる例も少なからずあるのかもしれませんが、こうして摘発されるのもこのあたりのトラブルからの告発と考えられます。

送金の問題があれば借金の問題も当然あります。周りの話を聞く限りでは利息は20%のようです。中には10%の人もおそらくその人はいい人だとの評判も聴きます。最初、月とか年利かと考えていましたが、そうではなく借りた期間に関係なく20%のようです。高額な借金をした場合には、毎月借入金と利息部分を返していき、利息部分は返済期間が長くなっても20%で打ち切りのようです。呉の造船所で働いている技能実習生達は会社カレンダーで月の半分近くが休日になる月が年に数回あり、仕送りすると手元にお金が無くなってしまい、自分の生活のため借金せざるを得ない現実があります。年間労働日数が事前に決定されているため出勤日数でなく、

$(\text{年間労働日数} \times \text{所定労働時間} \times \text{時間給}) \div 12$ 月の「平均月額」

で支給して貰いたいものです。

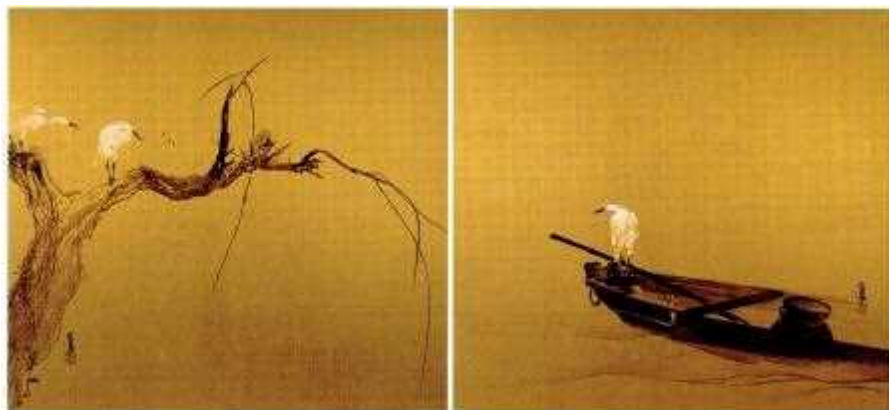
偽装結婚も出稼ぎの一形態といえます。来日して間もない偽装結婚らしき女性の友人からDVの相談があったこともありましたが、来日して半年もたないうちに恋人が出来て離婚したいという女性から、結婚の条件を記載した契約書を見せてもらったことがあります。その内容はまともな結婚とは思えないものでした。多額な結婚費用をかけたので「離婚するなら300万円支払うこと」というのは金額が高いとは思っても納得できないことありませんが、「毎月5万円支払うこと」とか「夫が死んだ時には相続権は放棄すること」などになるとまともな内容とは言えません。さだまさしの「関白宣言」とは次元の違ったものとしか言えません。またバーで「在留資格が切れるので日本人と結婚したいので紹介してもらいたい。」と言われたこともありますし、日本人の夫から肝臓移植に協力しなければ離婚すると言われていたとの話も聞こえてきたこともあります。日本人と結婚している人から夫とのことで相談があると、真っ先に「その夫との子供がいるか？」と聞いてしまいますし、続けて「いなければ早く生んでおいた方が良い」と自分でも冗談なのか、本気なのか分からないまま発言してしまいます。来日して日が浅く「日本人の配偶者等」の資格で日本に居る人にとって在留資格の更新は切実な問題です。

こうした漫画の様な世界、冗談や誇張した話と聞こえるかもしれませんが、私の周りのフィリピン人社会にはこうした現実がごく日常的にあるのも事実です。どの程度の割合かとなると何とも答えようはありませんが・・・。

ケラメイコス

『日本画の精華展 新収蔵作品から』(2月16日まで)

お正月からひろしま美術館で表記の日本画の展覧会が開かれています。こうした特別展は観客が多くてゆっくり見ることが出来ないのが難点かもしれませんが、普段見ることのできない作品が、また写真でしか見たことのない作品が見られるため出かけるのは楽しみになります。



やきものほど関心が高くないため名前は知っていてもすぐさま作品が思い浮かぶことはありません。横山大観、竹内栖鳳などの名前が並んでおり、会場入り口には、横山大観と下村寒山の合作による大迫力の「松鶴」が飾られています。展示室に入ると2番目に賀茂鶴のラベルで

おなじみの横山大観の富士山の掛軸がありました。軸物は額装した方が見ごたえがあるのではないかと考えてしまうのは床の間の無い壁面が豊富なマンション住まいの私にとってはやむを得ない話かもしれません。食べ物でも旬に食べなければおいしくないのと同じで、そのような見方に頭を切り替えなければならぬのでしょうか、素人であれば自分の好き嫌いで眺めていけばいいのではないかと思います。この展覧会では関心を持ったものがいくつかあり、最も魅かれたのが加山又造の宋時代の画家の作品を基にして描かれた山水図でした。金箔の上に墨彩で描かれた屏風で、すさまじい迫力のものでした。絵ハガキが無いかと探してもありませんでしたし、インターネットで画像を探しても、他の倣宋山水図しか見つからないのが残念です。あと一つ良かったのがここに掲示した竹内栖鳳の「河畔群鷺」でした。右の絵の鷺や船ではなく余白部分に惹きつけられ、そこに視線が向かってしまいます。

「無料法律相談会」のお知らせ

- 会場** 広島市中区幟町 4-42
カトリック幟町教会 多目的ホール
- 日時** **平成26年 3月 2日(日)** 13時～17時(受付終了は16時)
※ 教会の駐車場は使用できません。
- 相談員** **弁護士**：近藤 剛史 **弁護士**：秋吉 理絵香
 弁護士：藤井 なつみ **税理士**：碧山 裕二
 社労士：小松 公寛

共催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階

本の紹介

一皿の記憶

ちくま文庫 四方田犬彦 著 840円

本を読むとき私たちは何を求めているのでしょうか。内容の面白さや知的好奇心もさることながらそこに書かれている世界に心地よく導かれていく文章に魅かれて読み進んでいくものもあります。この本は私にとってそうしたものの一つでした。一服の清涼剤として心地よい不思議な感覚の時間が過ごせる一冊でした。食に関する本でありながら食に関する蘊蓄や紹介をするものではなく、此処に登場する食を巡っての思い出などを綴った随想です。何かしら懐かしさを感じさせられるところがあります。誰でもこれまでに食したものについての思い出があるのではないのでしょうか。この本を読みながら50年も前に島原で食べた具雑煮や諫早の鰻また台湾の市場の中の様子など様々な思い出が甦ってきました。具雑煮や鰻の料理そのものではなくその場の雰囲気であり情景です。また父親を始め様々な世界の友人たちとの食を巡る思い出が沸き起こってきました。

この本は4つの章からなっています。幼いころの思い出を通じての日本の食の話から韓国、台湾や中国を巡り、東南アジアから中近東を経てヨーロッパへと入っていきます。著者は、食材についての蘊蓄を語りながら抱腹絶倒の話を展開する「味覚人飛行物体」こと小泉武夫さんと同じように大学の先生で食への関心が高まれば当然のこと自ら料理もされています。中でもフォアグラをソーテルヌに漬けて湯煎し、冷蔵庫で冷やしてバケットにつけて食べたたら絶品であったとの話は、簡単そうであり一度やってみたいとの思いに駆られます。一皿の料理を巡って紡ぎ出される文章に導かれて自分の記憶の底に沈んでいる思い出を呼び起こしてみてください。

言葉

『のろわれた者どもよ、わたしを離れて、悪魔とその使たちとのために用意されている永遠の火にはいつてしまえ。あなたがたは、わたしが空腹のときに食べさせず、かわいていたときに飲ませず、旅人であったときに宿を貸さず、裸であったときに着せず、また病気のときや、獄にいたときに、わたしを尋ねてくれなかったからである』。

そのとき、彼らもまた答えて言うであろう、

『主よ、いつ、あなたが空腹であり、かわいておられ、旅人であり、裸であり、病気であり、獄におられたのを見て、わたしたちはお世話をしませんでしたか』。

そのとき、彼は答えて言うであろう、

『あなたがたによく言うておく。これらの最も小さい者のひとりになかったのは、すなわち、わたしになかったのである』。

マタイ 第25章 第41節～第46節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成26年 2月 1日 発行